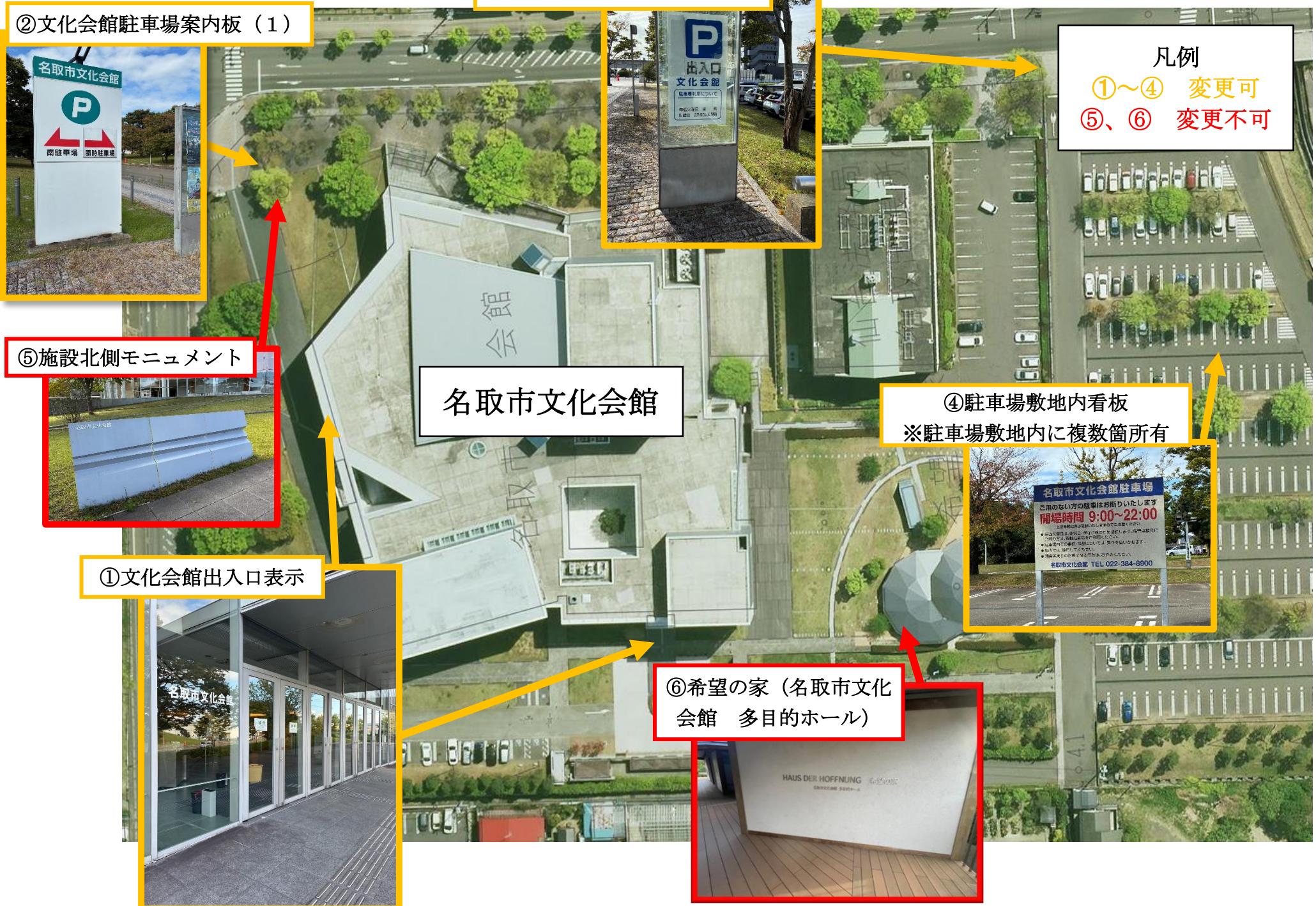


別紙：施設表示の変更について



・施設表示の変更が可能な箇所

名取市文化会館において、表示の変更が可能な箇所は下記のとおりです。但し、大きさやフォント・デザイン等については市や関係機関との協議により決定するものとします。

①文化会館出入口表示



②文化会館駐車場案内板（1）



③文化会館駐車場案内板（2）



④駐車場敷地内看板



・施設表示の変更ができない箇所

下記の箇所については、表示の変更はできませんのでご了承ください。

⑤施設北側モニュメント



⑥希望の家（名取市文化会館 多目的ホール）



※その他、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

・施設表示以外の表示の変更について

施設表示以外の表示の変更については下記の表示の変更を想定しております。

- ①名取市発行の広報印刷物
- ②名取市で運営する WEB サイト及び SNS での表示
- ③その他敷地外に名取市で設置している案内表示等

等

なお、名取市文化会館で行われる行事の主催者及び使用する関係者に対して、当施設の名称を表示するあらゆる機会に「愛称」を使用することを求め、愛称の認知が得られるよう努めるものとします。

また、新聞、雑誌、テレビ等マスメディアが対象施設の名称を表示する場合において、本件名称を使用するよう努めるものとします。

※行事の主催者及び使用する関係者及びマスメディアにおいて、正式名称を使用する規則等があり、愛称の使用が不可である等、特段の理由がある場合を除きます。